

広報カレンダー

5・1→5・31

CALENDAR

5 1 月	法律相談(市役所会議室) 大館桜まつり(桂城公園・4日まで)	17 水	生ごみ処理器(コンポスト)貸与申し込み受付開始 (生活環境課、各出張所・31日まで)
2 火		18 木	
3 水	秋田犬保存会全国展覧会(桂城公園・9時~) 憲法記念日	19 金	郵便局の年金・税務相談(大館郵便局・11時~16時)
4 木	第43回秋田県比内鶏展覧会・第27回秋田県金八鶏展覧会 (桂城公園・9時~) 国民の休日	20 土	
5 金	スポーツラリー in DOME(樹海ドーム・10時~17時) こどもの日	21 日	
6 土		22 月	
7 日		23 火	
8 月	水道管洗浄開始(6月7日まで・8ページ参照)	24 水	稲作体験学習(城西小学校・9時30分~)
9 火	町内別狂犬病予防注射開始(14日まで・9ページ参照) 町内別胸部総合検診・大腸がん検診開始(4ページ参照)	25 木	自動車出張登録(大館地区出張検査場・11時~15時30分) 植樹祭(北部シルバーエリア・10時30分~) 国税相談(市役所会議室・10時~16時)
10 水	行政相談(市役所生活環境課相談室・10時~15時)	26 金	県民防災の日
11 木	自動車出張登録(大館地区出張検査場・11時~15時30分)	27 土	第6回大館七日市日まつり(柳町児童公園・7時~14時) 無料法律相談会(桂城短大・10時~15時)
12 金	福祉事務所の住宅整備資金受け付け期限	28 日	
13 土		29 月	
14 日		30 火	
15 月		31 水	スポーツ少年団団員募集締め切り(市民体育館) (6/1 法律相談・市役所)
16 火			

四月から「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(地方分権一括法)」が施行されました。国内外の環境が急速に変化してきた現代、明治以来形づくられてきた中央集権型の行政システムでは、的確に対応することが困難になつてきました。この法律は、これらを背景にして国と地方公共団体との関係を、対等で協力の関係へ移行し、さらに住民主導の個性的で総合的な地方分権型の行政システムへと転換するためのものです。具体的な例を挙げますと、地方自治体の条例制定権や課税自主権などを実際に使える範囲が広がります。また、民主主義が徹底されることから、政治への住民参加を促すことも期待できます。そして事務的な面では、これまで国・県・市の間で行われていた報告や協議などの事務が大幅に簡素化されます。このため、多大な時間、人手、コストの節約につながり、この分を行政サービスの質と量の改善に充てることができるようになります。

地方公共団体が、独自の判断で治められる範囲を拡大させることが、この法律が施行された一つの目的ではありますが、大事なことは、地方公共団体の権限が拡大されたことで、それをどれだけうまく使いこなしていくかにあります。さらなる自由が与えられた分だけ、地方公共団体の責任はますます重くなります。また、市民の皆さんの代表機関である議会、そして市長の責任も従来より格段に大きくなります。住民自治の原則として、市民の皆さんの判断をいただくため、市ではこれからも必要なときに必要な情報を可能な限り提供します。そして、市民の皆さんのが求めているものを迅速、的確に把握できる体制をさらに整備しながら、分権型社会での新しい制度を最大限に活用し、個性豊かで活力に満ちた大館市の実現につなげていかなければなりません。



地方の権限の拡大と
これからの地方行政

市長リポート

No.204